

○古河市ブランド戦略「こがくらす」に係るロゴマーク等使用要綱

令和5年6月6日

告示第151号

(目的)

第1条 この告示は、市の魅力を発信し、共感するための合言葉として制作された古河市ブランド戦略「こがくらす」に係るブランドロゴ及びコミュニケーションロゴ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用を促進することで、市のイメージアップを図り、市の魅力を発信するため、ロゴマーク等の使用の手続について必要な事項を定めることとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別図に掲げるものとし、その仕様は、市長が別に定める。

(使用者)

第3条 何人もロゴマーク等を使用することができる。ただし、個人事業主又は法人その他の団体（以下「団体等」という。）がロゴマーク等を使用しようとするときは、あらかじめ市長にその承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、ロゴマーク等を使用することができない。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (2) 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までの規定に該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者
- (4) その他市長が使用について不相当と認める者

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利の帰属)

第5条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用承認の申請)

第6条 使用承認を受けようとする団体等は、「こがくらす」ロゴマーク等

使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（使用承認等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用承認をするときは「こがくらす」ロゴマーク等使用承認通知書（様式第2号）により、使用承認をしないときは「こがくらす」ロゴマーク等使用不承認通知書（様式第3号）により、当該団体等に通知するものとする。

2 市長は、使用承認をするときは、次の条件を付すものとする。

- （1） 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- （2） 使用承認を受けたことにより生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） その他市長が指示する使用条件に従うこと。

（使用の制限）

第8条 市長は、第6条の申請に係るロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用承認をしないことができる。

- （1） ロゴマーク等のイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2） 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3） 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （4） 第三者の利益を害し、若しくは不当な利益を得るために利用され、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- （5） 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （6） 市の事業又は市長が認める関連事業を推進する上で支障となり、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （7） 自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （8） その他市長が使用について不適當と認めるとき。

（使用承認内容の変更）

第9条 第7条第1項の規定による使用承認を受けた団体等（以下「使用団

体等」という。)は、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「こがくらす」ロゴマーク等使用変更申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による変更の申請を承認するときは「こがくらす」ロゴマーク等使用変更承認通知書により、変更の申請を承認しないときは「こがくらす」ロゴマーク等使用変更不承認通知書により、使用団体等に通知するものとする。

(使用の中止)

- 第10条 使用団体等は、ロゴマーク等の使用を中止する場合は、速やかに「こがくらす」ロゴマーク等使用中止届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(使用の報告)

- 第11条 市長は、使用団体等に対しロゴマーク等の使用状況の報告を求めることができる。

- 2 使用団体等は、前項の報告を求められたときは、「こがくらす」ロゴマーク等使用報告書(様式第6号)により、ロゴマーク等の使用状況を報告しなければならない。

(使用承認の取消し)

- 第12条 市長は、使用団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (2) 第7条第2項に規定する条件及び第15条各号に掲げる事項に違反し、又は違反したことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用団体等に対し、「こがくらす」ロゴマーク等使用承認取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、速やかにロゴマーク等の使用を中止しなければならない。

(使用団体等以外の使用者の報告)

- 第13条 団体等以外のロゴマーク等を使用する者は、市長がその使用状況の報告を求めたときは、「こがくらす」ロゴマーク等使用報告書により報

告しなければならない。

(使用等の公表)

第14条 市長は、使用承認の内容並びに第11条及び前条の規定による報告の内容等を市のホームページ等に掲載することができる。

(使用上の遵守事項)

第15条 ロゴマーク等を使用するもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める色、形状等を正しく使用すること。
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) ロゴマーク等を自己の商標又は意匠として独占的に使用しないこと。
- (4) 市の信用又は品位を傷つける使用をしないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反する使用をしないこと。
- (6) 第三者の利益を害し、又は不当な利益を得るために使用しないこと。
- (7) 政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと。
- (8) 市の事業又は市長が認める関連事業を推進する上で支障となる使用をしないこと。
- (9) その他市長が不相当と認める使用をしないこと。

2 市長は、使用者が前項各号に掲げるいずれかの事項を遵守しないときは、当該使用を取りやめさせることができる。

(免責事項)

第16条 市は、使用者がロゴマーク等の使用、第12条第3項の規定によるロゴマーク等の使用の中止又は前条第2項の規定によるロゴマーク等の使用の取りやめ(次項において「ロゴマーク等の使用等」という。)により受けた損害については、賠償する責任を一切負わない。

2 市は、使用者がロゴマーク等の使用等により第三者に対して与えた損害については、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月6日から施行する。

別図（第2条関係）

ブランドロゴ	コミュニケーションロゴ
	